

下田市L GWAN系システムリース プロポーザル実施要項

1 目的・趣旨

現行のL GWAN系システムの導入から5年を経過し、システム更新期限を迎えることから、ハードウェア及びソフトウェアの更新を行い、システムの安全で安定的な稼働の実現を図るとともに、庁内の情報連携強化のための基盤として、操作性に優れた使いやすいシステムを導入することを目的とし、リース契約を行う事業者選定のための公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うこととし、次のとおり提案を募集する。

2 概要

(1) 案件名

下田市L GWAN系システムリース

(2) 案件内容

別紙「下田市L GWAN系システムリース仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 期間

ア 契約期間

契約締結日から令和12年2月28日まで(債務負担契約)

イ システム運用開始日

令和7年2月末までにシステム運用を開始する。

(リース期間は令和7年3月から令和12年2月までの60か月とする。)

(4) 予算額

金 129,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ア 本件はシステム構築、データ移行、システム運用に必要なライセンス、システム使用料等を含むリース契約とし、支払は履行期間(60か月)の月払いとする。

イ 予算額はリース料率を含むものとする。

ウ システム構築及び運用にあたり、リース料として取り扱えない経費については、リース料に含めなくてよいものとするが、システム構築及び運用に想定される経費については、総額を見積明細書に記載すること(ただし仕様書中、見積算定の対象外としているものを除く。)

エ 見積明細書中のリース料が上記予算額を超える場合は失格とする。

オ 本件については、リース会社を含めた3者契約を可とする。その場合には提案事業者がリース会社を指定した提案とすること。なお、リース会社については「4 参加資格」第1号から第5号までの要件を満たすこと。

3 受注者選定方法

公募型プロポーザル方式(制限付き)

4 参加資格

参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 下田市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザル手続の開始の公告がなされた日から契約の時までの間に、国、静岡県、下田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を開始している者でないこと。
- (5) 下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 平成30年度以降、官公庁（国、地方公共団体又はそれに準ずる団体）において、システム構築又は運用の実績があること。
- (7) I SMS 認証又はプライバシーマークを取得していること。

5 参加の意思表示

参加の意思がある者は、参加表明書（第1号様式）を提出すること。

(1) 受付期限

令和5年11月28日（火） 17時00分まで

(2) 提出方法

参加表明書（様式1）を下田市総務課に電子メール又はFAXで提出すること。

(3) 電子メール

soumu@city.shimoda.lg.jp

(4) FAX 番号

0558-22-3910

(5) 提出先

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

下田市総務課情報推進係

(6) 辞退方法

参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（第2号様式）の原本を前号提出先に郵送で提出すること。

6 提案仕様及び提案書の作成要領

(1) 提出書類

提出する提案書類は、次のとおりとする。

ア 提案書提出届（別紙第1号様式）

イ 事業者概要書（別紙第2号様式）

ウ 実績調書（別紙第3号様式）

エ I SMS 認証又はプライバシーマークを証する書面の写し

オ 業務実施体制書（別紙第4号様式）

カ 見積書明細書（別紙第5号様式）

キ 企画提案書（別紙第6号様式）

ク 機能要件確認書（別紙第7号様式）

※製品のパンフレット等、機能要件等が確認できる資料があれば添付すること。

ケ 非機能要件確認書（別紙第8号様式）

(2) 書類の仕様等

ア 書類には、参加の意思表示後に通知した番号を「提案書番号」として記載すること。

イ 各書類はクリップ等により簡易に束ねた形で提出すること。

7 提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年12月5日（火）

(2) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※見積書については正本1部のみ下田市への契約権限受任者印を押印し、残りの副本8部は複写可とする。

(3) 提出方法

持参（受付時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号 下田市総務課情報推進係

8 質問受付方法等

本案件の内容に不明な点がある場合は、質問書（第3号様式）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年11月22日（水）17時まで

(2) 提出方法

質問書を下田市総務課情報推進係宛に電子メールにより提出すること。

(3) 電子メール

soumu@city.shimoda.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年11月24日（金）までに、すべての質問及び回答を下田市ホームページに掲載する。質問者への個別の回答を行わない。

9 提案の選定予定日

選定については、提出書類（提案書等）の内容及びプレゼンテーションにより選考する。

(1) 提案書提出者が4者以上あった場合、提出された書類のうち、事業者概要書、実績調書、実施体制書、見積明細書等に基づく書面審査を行い、二次選考を行う3者を選定する。提案書提出者が3者以内の場合は、一次選考を行わない。

(2) 二次選考は次のとおりとする（詳細は別途事務局より参加者へ通知する。）。

ア 日時：令和5年12月22日（金）※予定

イ 場所：下田市役所本館2階 中会議室 ※予定

ウ 内容：提案者による提案書の説明（40分）及び質疑応答（20分）

エ 出席者：5名以内とし、プロジェクトマネージャーは必ず出席すること。

オ その他：説明は、提案書に準じたパワーポイント等の使用を認めるが、提出された企画提案書に基づくものとする。スクリーンについては事務局が準備するが、パソコン等については提案者側で用意すること。

10 審査について

下田市L GWAN系システムリース事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。審査基準は、別紙「下田市L GWAN系システムリース プロポーザル企画提案 評価基準書」による。選定委員会の審査については非公開とする。

11 優先候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」という。）を契約の優先候補者として選定する。また、順位付けは次点者までを行い、優先候補者が失格、事故等により契約できない場合には、次点者を候補者として選定する。

最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の協議により優先候補者を選定する。

12 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後7日以内に、文書により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提案事業者が、「4 参加資格」に記載する参加要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積明細書中のリース料が本要領2(4)予算額に記載する額を超える場合

(5) 機能要件確認書の必須項目に対応できない場合（必須項目と同等以上の代替案が提案されている場合には対応可と判断する。）

(6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

14 企画提案に要する経費

提案書等の作成経費及び旅費等の必要経費は、参加業者の負担とする。

15 結果の通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に結果を通知する。また後日、下田市ホームページにおいて結果を公表する。

16 契約手続

下田市は、契約予定者として選定された者から、改めて見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。

17 その他留意事項

(1) 著作権について

ア 提出された提案資料に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、提案資料等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。

イ 下田市は、本提案に関する公表、展示その他下田市が必要と認めるときに、提案図書を無償で使用できるものとする。この場合において、下田市は、使用の際に提案者名を必ず明示する。

(2) 言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) その他

ア 提出書類は、契約予定者の選定を行う作業に必要な範囲において、下田市において複製を作成することがある。

イ 管理技術者及び各主任技術者は、特別の理由があると認める場合を除き、提案時の者を変更することはできない。

ウ 提出された提案書等は、契約予定者選定後も返却しない。

18 問合せ先

下田市総務課情報推進係 [担当：稲葉]

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

電話：0558-22-3921

FAX：0558-22-3910

メール：soumu@city.shimoda.lg.jp